

2026年4月吉日

## 電気需給約款変更のお知らせ

お客さま各位

平素は、須賀川瓦斯の電力サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当社では、請求・収納業務の運用見直しに伴い、電気需給約款に定める「電気料金のお支払い期日」に関する規定を一部変更することといたしましたので、以下のとおりご案内申し上げます。

なお、本変更はお支払い期日のみを対象とするものであり、電気料金の金額や料金算定方法に変更はございません。

### 1. 変更の概要

本変更は、以下の目的により実施するものです。

- 請求・収納業務の効率化
- お支払い期日の明確化および運用実態との整合

### 2. 主な変更内容

主な変更点は以下のとおりです。

項目	変更内容
第16条1.	クレジット引き落としについて追記（当該日が休日となる場合について）
第28条1.	解除する15日前までに → 解除する7日前を目安に
第28条1.(2)	支払期日を20日経過してなお → 支払期日を経過してなお

※詳細につきましては、改定後の約款全文をご確認ください。

### 3. 変更後の電気需給約款の適用開始日

2026年5月1日

### 4. 約款の確認方法

変更後の電気需給約款は、以下の方法によりご確認ください。

- 当社ホームページ：<https://www.sukagawagas.co.jp>
- 書面での交付をご希望の場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

### 5. お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

須賀川瓦斯株式会社

電気事業部需給管理部

電話番号：0248-75-2188（フリーダイヤル：0120-56-2188）

受付時間：平日・土曜 9:00～17:00

今後とも、須賀川瓦斯株式会社をよろしくお願い申し上げます。